

# 市で収集・処理できないごみ

※販売店などで引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼してください。

## 危険・有害物

- 農薬・薬品など有害、有毒性を有する物
- 廃油・塗料・ガスボンベ・シンナーなど、引火の恐れがある物
- 注射針など、感染の恐れがある物

## 運搬・処理困難物

- ピアノ、耐火金庫などの重量物
- 自動車部品（マフラー・バンパー・タイヤ・タイヤホイール・バッテリーなど）
- 石・土砂・がれきなど
- 仏壇・仏具
- 請負による家屋工事で発生したもの
- 事務所・商店・工場など家庭以外から排出されるすべての物
- 請負工事で発生した浴槽・流し台・畳・建具・洗面化粧台・アルミサッシなど
- 田植え機・トラクターの爪・農業用ビニールなどの農機具や農業製品

## 法律等で回収方法が定められているもの

- 家電リサイクル対象品（P22を参照してください。）
  - ・テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫
- 二輪車（オートバイ）（P21を参照してください。）
- パソコン（P24を参照してください。）
- 消火器（P26を参照してください。）
- 携帯電話機（PHS含む）（P26を参照してください。）
- FRP船



廃油

塗料



注射器

ピアノ



タイヤ

バッテリー



耐火金庫

オートバイ



消火器

携帯電話



船

## 事業系ごみ(事業活動に伴って出されたごみ)

●事業活動に伴って出されたごみ（事業系ごみ）は種類や量の多少にかかわらず、家庭ごみとして出すことはできません。事業者自らの責任において適正に処理することが法律や条例により義務付けられています。

①「事業活動」とは商店や店舗、会社、工場などの営利を目的とするもののほか、病院や学校、官公署などの公共サービスを行うところも含みます。

②新築や増改築（リフォーム）、解体の工事を施工業者に依頼した場合、その工事によって発生した建築廃材や建具等は施工業者の事業系ごみとなります。

●事業系ごみは、「産業廃棄物」と『事業系一般廃棄物』に分かれます。

○産業廃棄物：事業活動に伴って出されたごみのうち、法令で定める20種類のもの。

※詳細については香川県環境森林部廃棄物対策課（Tel087-832-3226）へお問い合わせください。

○事業系一般廃棄物：事業活動に伴って出されたもののうち「産業廃棄物」以外のもの。

●事業系一般廃棄物を適正に処理するには、下記の方法があります。

○事業者自らが処理施設へ直接搬入する。

処理施設名：角山環境センター（詳しくはP51を参照してください。）

○許可業者に収集を委託する。

○**坂出市事業系一般廃棄物許可業者（50音順）**

業者名	住所	電話番号
坂出環境保全事業協同組合	坂出市加茂町甲34番地5	(0877)48-3204
坂出クリーン(株)	坂出市西庄町700番地1	(0877)45-2333
盛和実業(有)	坂出市川津町5958番地	(0877)44-3456

※ごみ収集の日時、場所、回数、料金等は許可業者と打ち合わせの上処理委託契約を行ってください。

※なお、ごみ処理費用は、排出されるごみの種類、量や収集頻度によって異なりますので、複数の業者から見積もりを取って検討されることをお勧めします。